

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号
株式会社 アドヴァン
代表取締役社長 山形 雅之助

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使できますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分迄に到達するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号
株式会社アドヴァン本社 8階ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件
4. 議決権の行使についてのご案内
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.advan.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、可処分所得の伸び悩み等による個人消費の低迷が長期化しているものの、企業の生産活動の持ち直しがみられるなど、景気は緩やかな回復基調が継続しました。世界情勢は、新興国経済の減速懸念、英国のEU離脱問題、米国のトランプ新政権の誕生等、不透明さを増しており、為替相場が大きく変動する等、主に金融市場を通じた影響を受ける形となりました。

建設業界におきましては、住宅投資が着実に持ち直しをみせている他、オリンピックに向けたホテル等の新設や再開発の動きが既に始まっており、建設会社各社の中には当年度決算で最高益を計上した会社が数多く存在する等、明るさを増しております。

このようななか、当社グループはファブレスメーカーとしての特性を活かした新規商品の開発・販売を推し進め、顧客基盤の拡大・拡充を図るなど売上の伸長に注力するとともに、効率経営に努め収益向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は19,585百万円(前期比0.3%増)となりました。営業利益につきましては、テレビCM提供番組の拡大やショールーム施設等への積極的な先行投資にかかる費用の増加などにより、5,523百万円(同10.0%減)となりました。一方、為替予約に伴うデリバティブ評価損益は、洗い替えによる評価損が148百万円と前期(1,459百万円の評価損)と比べて大きく減少したことから、経常利益は5,634百万円(同16.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,766百万円(同20.4%増)となりました。

なお、期末配当につきましては、平成28年8月8日公表のとおり13円とし、中間配当金13円と合わせた年間配当金を1株当たり26円とさせていただく予定であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,266百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ・新ショールーム用地、及び本社裏地の用地取得

- ・名古屋支店新ビル建設工事
- ・ショールーム改装、他

③ 資金調達の状況

当社グループにおきまして、設備投資を主な目的に、銀行借入により7,285百万円の資金調達を行いました。

④ 対処すべき課題

米国の政策動向等、引き続き不透明な世界情勢が継続する可能性が強いものの、国内における建設需要は、大規模施設の建築からリフォーム工事まで、幅広く拡大していく傾向にあると考えられます。

このようななか、当社グループは営業活動の取り組みを強化するとともに、引き続き経営の効率化を推し進め、業績の拡大と発展に努めてまいります。

営業活動における一般消費者を含めた顧客基盤の拡大につきましては、テレビコマercialをはじめとする広告媒体の有効活用や、一般消費者の方にも見やすいショールームづくり等を通じて、B to C市場での売上拡大に努めております。経営の効率化につきましては、新コンピュータシステムの導入を順次進めており、業務フローの見直しや省力化につなげております。今後オリンピック効果による国内の建築需要の増加への確に対応していくために、組織的な営業力の強化と、在庫管理体制の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第41期	平成26年度 第42期	平成27年度 第43期	平成28年度 第44期 (当連結会計年度)
売上高 千円	16,394,137	17,450,185	19,536,310	19,585,675
営業利益 千円	4,020,226	4,691,953	6,139,471	5,523,297
経常利益 千円	4,042,132	5,659,209	4,842,175	5,634,725
親会社株主に帰属する 当期純利益 千円	2,527,801	3,370,968	3,127,998	3,766,483
1株当たり当期純利益 円	62.37	83.86	78.72	95.16
総資産 千円	36,806,187	39,282,015	38,510,812	41,791,679
純資産 千円	26,682,463	29,719,239	30,638,123	31,658,663
1株当たり純資産額 円	660.75	744.75	772.02	803.39

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。

2. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第41期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	所在地	主要な事業内容
アドヴァン管理サービス株式会社	7,090百万円	100%	東京都渋谷区	不動産管理業
アドヴァンロジスティクス株式会社	10百万円	100%	茨城県坂東市	物流管理業
株式会社ヤマコー	10百万円	100%	東京都荒川区	タイル工事業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	所在地	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
アドヴァン管理サービス株式会社	東京都渋谷区	8,526,400千円	28,331,809千円

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの主要事業である建材関連事業は、主にマンション・住宅、店舗・商業施設、その他一般建築等に使用されるタイル、石材、新建材、洗面・水廻り商品、システムキッチンなどの建築資材の輸入販売を行っております。

(5) 主要な事業所等（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所等

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都渋谷区	大阪支店	大阪府大阪市
東京支店	東京都渋谷区	広島支店	広島県広島市
札幌支店	北海道札幌市	福岡支店	福岡県福岡市
仙台支店	宮城県仙台市	沖縄営業所	沖縄県那覇市
名古屋支店	愛知県名古屋市		

② 子会社の主要な事業所等

名 称	所 在 地
アドヴァン管理サービス株式会社 本社	東 京 都 澁 谷 区
アドヴァンロジスティクス株式会社 本社	茨 城 県 坂 東 市
岩 井 流 通 セ ン タ ー	茨 城 県 坂 東 市
名 阪 流 通 セ ン タ ー	三 重 県 伊 賀 市
九 州 流 通 セ ン タ ー	福 岡 県 朝 倉 郡
株 式 会 社 ヤ マ コ ー 本 社	東 京 都 荒 川 区

(6) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

セグメントの名称	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減
建材関連事業	214	△1
不動産賃貸事業	—	—
その他	39	4
全社（共通）	18	△3
合計	271	—

(注) 上記従業員には、嘱託、パート・アルバイト等は含んでおりません。

(7) 借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,472,250千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,896,620千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,930,414千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	233,640千円

(注) 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 53,812,692株 |
| (3) 株主数 | 3,550名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 不 二 総 業	16,547	42.00
山 形 雅 之 助	1,507	3.83
藪 田 雅 子	1,418	3.60
有 限 会 社 山 形 兄 弟	966	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	951	2.42
山 形 吉 之 助	916	2.33
山 形 雅 二	788	2.00
山 形 和 子	727	1.85
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	697	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	640	1.63

- (注) 1. 当社は自己株式14,415千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成28年7月21日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使金額 1個につき97,900円（1株当たり979円）
- ③ 新株予約権の行使条件

[1]新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

[2]その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- ④ 新株予約権の行使期間 平成30年8月2日から平成31年8月1日まで

⑤ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	550個	普通株式55,000株	4名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

平成28年7月21日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使金額 1個につき97,900円(1株当たり979円)
- ③ 新株予約権の行使条件

[1]新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

[2]その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- ④ 新株予約権の行使期間 平成30年8月2日から平成31年8月1日まで
- ⑤ 当社使用人等の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社使用人	743個	普通株式74,300株	173名
子会社の役員及び使用人	623個	普通株式62,300株	110名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	山 形 雅之助	
取 締 役 副 社 長	末 次 廣 明	営 業 統 括
常 務 取 締 役	山 形 吉之助	商 品 開 発 部 長
取 締 役	山 形 朋 道	物 流 担 当
取 締 役（社外取締役）	宮 内 一 彦	(株)MSコーポレーション 代表取締役
取 締 役（社外取締役）	石 田 哲 男	石 (株) 代 表 取 締 役
常勤監査役（社外監査役）	勝 部 和 男	
監 査 役（社外監査役）	廣 川 昭 廣	廣 川 税 理 士 事 務 所
監 査 役（社外監査役）	苫 米 地 邦 男	苫 米 地 税 理 士 事 務 所
監 査 役（社外監査役）	高 橋 和 彦	高 橋 和 彦 税 理 士 事 務 所

- (注) 1. 取締役宮内一彦氏及び取締役石田哲男氏は社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立役員であります。
2. 監査役勝部和男氏、監査役廣川昭廣氏、監査役苫米地邦男氏及び監査役高橋和彦氏は社外監査役であり、東京証券取引所が定める独立役員であります。
3. 監査役廣川昭廣氏、監査役苫米地邦男氏及び監査役高橋和彦氏は税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当期中の役員の異動
常勤監査役松村正弘氏は平成28年11月21日付をもって逝去により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7人 (2人)	164,100千円 (12,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5人 (4人)	12,980千円 (10,580千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬等の額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内にて算定しております。

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況等

取締役宮内一彦氏は、当事業年度中に開催された取締役会20回のうち17回に出席し、他社で培われた経営者としての知識と経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言等を行っております。

取締役石田哲男氏は、当事業年度中に開催された取締役会20回のうち13回に出席し、長年経営に携わられた豊富な経験と高い見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言等を行っております。

監査役勝部和男氏は、当事業年度中に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査役会において監査の妥当性や内容を検討し、適宜、適切に発言を行っております。また、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言等を行っております。

監査役廣川昭廣氏は、当事業年度中に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査役会において監査の妥当性や内容を検討し、適宜、適切に発言を行っております。また、税理士としての専門的見地から、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言等を行っております。

監査役苫米地邦男氏は、当事業年度中に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査役会において監査の妥当性や内容を検討し、適宜、適切な発言を行っております。また、税理士としての専門的見地から、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言等を行っております。

監査役高橋和彦氏は、当事業年度中に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査役会において監査の妥当性や内容を検討し、適宜、適切に発言を行っております。また、税理士としての専門的見地から、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言等を行っております。

- ③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 監査法人A&Aパートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査法人A&Aパートナーズ 25,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

監査法人A&Aパートナーズ 27,500千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の内容の概要

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制（内部統制システム）」の基本方針は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスを含めた内部統制全体を運用するため、内部監査室がグループ各社の業務監査を実施することにより、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守の強化に努めることとします。

併せて、経営企画室主導にて全社員で業務マニュアルの作成、見直しを行い、この業務マニュアル作成を通してコンプライアンス意識の徹底を全社員の問題として捉えることができるよう、働きかけています。内部監査室の監査においては、この業務マニュアルどおりに行われているか、特に決裁者と責任の所在がどこにあるか、報告、承認のプロセスはきちんとマニュアルどおりされているかモニタリングし、これにより、当社グループのコンプライアンスの強化に努めることとします。

また、当社グループではホットラインを整備し、役員及び社員等が、グループ各社内においてコンプライアンス違反行為が行われたとき、あるいは行われようとしているときには、当社の代表取締役社長、常勤監査役、または社外の弁護士等に通報しなければならないと定めるものとします。

なお、この際、会社は通報者に対して一切不利益な取扱いをせず、情報内容を秘守するものとします。

更には、反社会的勢力との関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察、弁護士等と緊密に連携し毅然と対応するものとし、当社グループの役員及び社員に対してその徹底を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループにおける社内規程及び法令に基づき、文書等の保存を行うものとします。また、取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書取扱規程、文書の保存期間規程、公示送達の手順書に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、保存期間は文書の保存期間規程によるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループ各社各部門の長及び責任者は、それぞれ自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるマネジメント状況を監督し定期的に見直すものとします。また、リスク対応内部統制委員会を設置し、グループ各社も含めた適切なリスク管理が行える体制とします。

また、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、代表取締役社長を中心に、当社グループ各社も含めた重要事項の決定を行うと同時に、業務執行状況に関して共有し、監督するものとします。

また、経営効率の向上を図るため、定期的及び必要に応じて随時経営会議を行い、各業務に係る事項に関して、素早い意思決定を行う体制をとることとし、更に情報の共有により、経営戦略の改善や今後の経営方針についての議論を行い、グループ全体の短期及び中長期の経営計画を策定するものとします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、月に1回行われる営業会議等に、グループ各社の経営幹部も出席し、報告及び意見交換を行っており、これによりグループとしての経営方針を共有し、各社ともこれに沿った経営を行っております。また、内部監査室はグループ各社の内部監査を実施します。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は存在していませんが、使用人が必要となった場合には、必要に応じて業務を補助する使用人を置くこととします。また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優

先して従事することとします。

なお、この人事に関しては、取締役及び監査役との間で意見交換を行うものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、当社グループの各部門責任者及び内部監査室から必要に応じてその活動状況の報告を受けることができるものとします。また、当社グループの役員及び社員等は当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実及びその他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告するとともに、報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととします。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、円滑に当該費用等を処理し得る体制とします。

⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、当社グループの重要な会議に出席することができるとともに、稟議書等業務に係る重要な書類をいつでも閲覧することができるものとします。

また、監査役は、内部監査室と適宜情報交換を行うとともに、連携して監査を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社及び子会社の取締役等及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に対する意識づけを行うとともに、インサイダー取引防止に関する全社的な意識向上に向けた取り組みを行いました。

② リスク管理に関する取り組み

当社及び子会社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて所管部門の管理者から必要に応じて報告が行われております。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保

取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役4名も出席しております。取締役会は計20回開催し、各議案についての審議、業務遂行の状況等の監督を行っております。また、子会社における経営上の重要な事項については、当社取締役会にて決議または報告が行われております。

④監査役と内部監査部門との連携状況

監査役は、定時取締役会前に監査役会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を行いました。また、監査役は四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を行いました。また、内部監査室とも連携を図り、適宜情報交換を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産	の 部	負 債	の 部
流動資産	15,339,904	流動負債	4,548,537
現金及び預金	6,131,327	買掛金	462,552
受取手形及び売掛金	4,746,825	1年内償還予定の社債	100,000
商品	3,205,327	1年内返済予定の長期借入金	1,449,475
繰延税金資産	67,230	未払費用	178,235
為替予約	839,841	未払法人税等	1,749,383
その他	353,354	未払消費税等	134,343
貸倒引当金	△4,003	繰延税金負債	152,436
		賞与引当金	110,791
		その他	211,319
固定資産	26,446,761	固定負債	5,584,478
有形固定資産	24,725,386	社債	100,000
建物及び構築物	8,699,937	長期借入金	5,083,449
機械装置及び運搬具	524,173	繰延税金負債	183,183
工具、器具及び備品	115,366	役員退職慰労引当金	33,941
土地	15,318,148	その他	183,904
建設仮勘定	67,759		
無形固定資産	399,894	負債合計	10,133,015
借地権	1,315	純資産の部	
電話加入権	10,666	株主資本	30,834,435
ソフトウェア	351,375	資本金	12,500,000
その他	36,536	資本剰余金	2,230,972
投資その他の資産	1,321,480	利益剰余金	22,552,891
投資有価証券	182,642	自己株式	△6,449,428
敷金及び保証金	8,323		
会員権	202,502	その他の包括利益累計額	817,074
長期積立金	549,383	その他有価証券評価差額金	16,365
為替予約	320,607	繰延ヘッジ損益	800,709
その他	58,021	新株予約権	7,153
繰延資産	5,013		
社債発行費	5,013	純資産合計	31,658,663
資産合計	41,791,679	負債・純資産合計	41,791,679

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,585,675
売上原価		9,594,827
売上総利益		9,990,848
販売費及び一般管理費		4,467,551
営業利益		5,523,297
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,927	
受取運賃収入	206,453	
売電収入	124,517	
その他の	62,777	397,676
営業外費用		
支払利息	23,198	
自己株式取得費用	993	
社債発行費償却	3,314	
売電原価	76,742	
為替差損	29,624	
デリバティブ評価損	148,389	
その他の	3,985	286,248
経常利益		5,634,725
特別利益		
固定資産売却益	3,481	3,481
特別損失		
固定資産処分損	68,761	68,761
税金等調整前当期純利益		5,569,445
法人税、住民税及び事業税	1,926,227	
法人税等調整額	△123,265	1,802,961
当期純利益		3,766,483
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		3,766,483

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	12,500,000	2,230,972	20,294,453	△6,142,955	28,882,471
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,508,046		△1,508,046
親会社株主に帰属する当期純利益			3,766,483		3,766,483
自己株式の取得				△306,472	△306,472
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,258,437	△306,472	1,951,964
当 期 末 残 高	12,500,000	2,230,972	22,552,891	△6,449,428	30,834,435

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	5,899	1,749,752	1,755,651	—	30,638,123
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,508,046
親会社株主に帰属する当期純利益					3,766,483
自己株式の取得					△306,472
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,465	△949,042	△938,576	7,153	△931,425
当 期 変 動 額 合 計	10,465	△949,042	△938,576	7,153	1,020,540
当 期 末 残 高	16,365	800,709	817,074	7,153	31,658,663

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	アドヴァン管理サービス株式会社 アドヴァンロジスティクス株式会社 株式会社ヤマコー

(2) 非連結子会社

非連結子会社等の名称	上海愛得旺商貿有限公司 株式会社アドヴァン農園
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模で、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社等の名称	A D 2 BUILDING SOLUTIONS SDN. BHD. 上海愛得旺商貿有限公司 株式会社アドヴァン農園
持分法を適用しない理由	当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ロ. 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 3年～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 当社は役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- ② 繰延資産の処理方法
社債発行費 社債償還までの期間にわたり、定額法により償却する方法を採用しております。
- ③ 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている為替予約については振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建輸入予定取引
- ③ ヘッジ方針
為替予約は為替変動リスクをヘッジするため、輸入予定取引の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
取引全てが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保提供資産

長期借入金4,222,889千円及び1年内返済予定の長期借入金1,060,015千円の担保として供しているものは、次のとおりであります。

建物	3,360,114千円
土地	8,624,099千円
計	11,984,213千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,393,885千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
普通株式	53,812	—	—	53,812

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
普通株式	14,127	288	—	14,415

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

市場買付による取得及び単元未満株式の買取による増加 288千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年6月29日の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 992,136千円

1株当たりの配当金 25.00円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月30日

平成28年11月14日の取締役会決議による中間配当に関する事項

配当金の総額 515,909千円

1株当たりの配当金 13.00円

基準日 平成28年9月30日

効力発生日 平成28年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成29年6月29日開催予定の第44期定時株主総会において次のとおり付議致します。

配当金の総額 512,165千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当金 13.00円

基準日 平成29年3月31日

効力発生日 平成29年6月30日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ショールーム施設や物流投資を中心とした設備投資計画等に照らし、必要な資金調達については銀行借入や社債発行によっております。また、デリバティブ取引については将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り取引先ごとに期日管理と残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券は株式及び債券であり、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、毎月その状況を把握するとともに、定期的に保有状況の継続を見直しております。

買掛金はその殆どが3ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は主に設備投資や運転資金に係る資金調達であります。なお、借入金は金利の変動リスクを回避するため、殆どは固定金利としております。

デリバティブ取引は為替予約取引であり、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しており、また、取引の実行及び管理は市場動向等を踏まえ、リスク管理業務が適切、かつ適正に運営できるようにしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,131,327	6,131,327	-
(2) 受取手形及び売掛金			
受取手形及び売掛金	4,746,825		
貸倒引当金	△4,003		
小計	4,742,822	4,742,822	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	100,096	100,096	-
資産計	10,974,246	10,974,246	-
(1) 買掛金	462,552	462,552	-
(2) 社債	200,000	200,265	265
(3) 借入金	6,532,924	6,492,536	△47,157
負債計	7,195,476	7,155,354	△46,892
デリバティブ (※)	999,660	999,660	-

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、算定しております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券は、取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債

元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額35,619千円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額46,926千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	803.39円
(2) 1株当たり当期純利益	95.16円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	の 部	負 債 の 部	の 部
流動資産	12,498,528	流動負債	3,130,199
現金及び預金	3,634,245	買掛金	585,751
受取手形	1,319,587	1年内償還予定の社債	100,000
売掛金	3,303,503	1年内返済予定の長期借入金	389,460
商物品	3,240,456	未払金	24,228
貯蔵品	25,910	未払費用	175,523
前渡金	51,113	未払法人税等	1,378,464
前払費用	84,421	未払消費税等	88,859
未収入金	2,164	繰延税金負債	154,005
為替予約	839,841	賞与引当金	85,000
貸倒引当金	△2,715	その他	148,907
		固定負債	1,258,058
固定資産	15,989,056	社債	100,000
有形固定資産	3,852,790	長期借入金	860,560
建物	1,520,602	役員退職慰労引当金	33,941
構築物	16,665	繰延税金負債	88,967
機械及び装置	36,687	その他	174,589
車両運搬具	10,400	負債合計	4,388,258
工具、器具及び備品	97,464	純資産の部	
土地	2,149,865	株主資本	23,296,251
建設仮勘定	21,103	資本金	12,500,000
無形固定資産	360,795	資本剰余金	2,230,972
電話加入権	9,936	資本準備金	2,230,972
ソフトウェア	350,859	利益剰余金	15,014,706
投資その他の資産	11,775,470	利益準備金	894,027
投資有価証券	102,579	その他利益剰余金	14,120,679
関係会社株式	9,180,426	別途積立金	1,920,000
長期貸付金	2,785	繰越利益剰余金	12,200,679
敷金及び保証金	1,636,561	自己株式	△6,449,428
会員権	183,080	評価・換算差額等	800,935
長期積立金	349,431	その他有価証券評価差額金	225
為替予約	320,607	繰延ヘッジ損益	800,709
		新株予約権	7,153
繰延資産	5,013	純資産合計	24,104,339
社債発行費	5,013	負債・純資産合計	28,492,598
資産合計	28,492,598		

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,417,714
売上原価		9,937,055
売上総利益		9,480,659
販売費及び一般管理費		5,448,068
営業利益		4,032,590
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,119	
受取運賃収入	120,439	
その他の	40,675	164,234
営業外費用		
支払利息	9,771	
自己株式取得費用	993	
社債発行費償却	3,314	
デリバティブ評価損	148,389	
その他の	33,609	196,078
経常利益		4,000,747
特別損失		
固定資産処分損	66,316	66,316
税引前当期純利益		3,934,431
法人税、住民税及び事業税	1,317,734	
法人税等調整額	△48,273	1,269,461
当期純利益		2,664,970

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	12,500,000	2,230,972	2,230,972	894,027	1,920,000	11,043,755	13,857,782	△6,142,955	22,445,800	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△1,508,046	△1,508,046		△1,508,046	
当期純利益						2,664,970	2,664,970		2,664,970	
自己株式の取得								△306,472	△306,472	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,156,923	1,156,923	△306,472	850,451	
当 期 末 残 高	12,500,000	2,230,972	2,230,972	894,027	1,920,000	12,200,679	15,014,706	△6,449,428	23,296,251	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△6,952	1,749,752	1,742,799		24,188,599
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△1,508,046
当期純利益					2,664,970
自己株式の取得					△306,472
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,178	△949,042	△941,863	7,153	△934,710
当期変動額合計	7,178	△949,042	△941,863	7,153	△84,259
当 期 末 残 高	225	800,709	800,935	7,153	24,104,339

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 3年～15年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還までの期間にわたり、定額法により償却する方法を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている為替予約については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建輸入予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約は為替変動リスクをヘッジするため、輸入予定取引の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

取引全てが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定は省略しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,222,766千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	32,660千円
長期金銭債権	1,624,688千円
短期金銭債務	300,073千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引

① 売上高	294,431千円
② 仕入高	1,497,664千円
③ 販売費及び一般管理費	1,978,439千円
(2) 営業取引以外の取引	86,014千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普 通 株 式	14,127	288	—	14,415

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

市場買付並びに単元未満株式の買取による増加 288千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	10,521千円
たな卸資産評価損否認額	10,332
賞与引当金	26,350
投資有価証券評価損	22,420
未払事業税	76,561
その他	40,596
小計	186,782
評価性引当額	△52,489
繰延税金資産合計	134,292

(繰延税金負債)

繰延ヘッジ損益	359,739千円
その他投資有価証券評価差額金	101
その他	17,425
繰延税金負債合計	377,265
繰延税金負債の純額	242,972

(関連当事者に関する注記)

(1) 関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 兼務	事業上の 関係				
子会社	アドヴァン管理 サービス株式会社	100%	有	貸借借 取引関係	貸借取引 (注)	1,539,370	未払費用	581
							敷金及び保証金	1,608,128

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額は、近隣の取引実勢を基準に決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	山形吉之助	2.33%	当社常務取締役	商品販売 (注)	18,951	前受金	172
役員 の 近親者	藪田雅子	3.60%	当社代表取締役社長の 実姉	商品販売 (注)	20,951	売掛金	774

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格等の取引条件は、市場の価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 611.65円
(2) 1株当たり当期純利益 67.33円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

株式会社アドヴァン
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指 定 社 員 公認会計士 木 間 久 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加賀美 弘 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドヴァンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドヴァン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

株式会社アドヴァン
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 木 間 久 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 賀 美 弘 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドヴァンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成29年5月23日

株式会社アドヴァン 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 勝 部 和 男 ⑩

社外監査役 廣 川 昭 廣 ⑩

社外監査役 苫米地 邦 男 ⑩

社外監査役 高 橋 和 彦 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけており、業績や財務状況並びに設備投資状況などを勘案しながら、株主の皆様へ利益還元していく方針であります。

なお、当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と今後の事業活動のための内部留保等を勘案して13円とし、中間配当金13円と合わせた年間配当金を1株当たり26円と昨年より1円増額し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり 13円 総額512,165,238円

通期での年間配当金は1株当たり26円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

提案の理由

取締役6名全員は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やま がた まきのすけ 山形 雅之助 (昭和45年1月20日生)	平成5年2月 当社入社 平成10年6月 当社取締役商品部長 平成12年4月 当社専務取締役商品部長 平成14年6月 当社代表取締役専務 平成16年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	1,507,152株
2	すえ つぐ ひろ あき 末次 廣明 (昭和32年1月18日生)	昭和60年12月 当社入社 平成8年6月 当社取締役東京支店営業二部長 平成13年2月 当社常務取締役営業本部長 平成16年4月 当社専務取締役営業本部長 平成20年4月 当社取締役副社長営業統括 (現在に至る)	89,400株
3	やま がた よしのすけ 山形 吉之助 (昭和48年11月19日生)	平成10年1月 当社入社 平成19年6月 当社取締役DIY事業部長 平成24年1月 当社取締役商品開発部長 平成27年6月 当社常務取締役商品開発部長 (現在に至る)	916,020株
4	やま がた とも みち 山形 朋道 (昭和47年3月25日生)	平成7年7月 当社入社 平成17年4月 当社東京支店営業部部長 平成24年1月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役新規事業部長 平成25年7月 当社取締役経理部長 平成27年2月 当社取締役物流担当 (現在に至る)	91,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	みやうちかずひこ 宮内一彦 (昭和18年1月3日生)	昭和42年4月 東急建設株式会社入社 平成12年6月 同社取締役関東支店長 平成14年6月 同社常務取締役 首都圏本部長 平成17年6月 社会医療法人中山会宇都宮記念病院 社員(役員) 平成24年11月 株式会社MSコーポレーション 代表取締役 (現在に至る) 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社MSコーポレーション 代表取締役	7,000株
6	いしだてつお 石田哲男 (昭和17年6月21日生)	昭和36年3月 株式会社安藤大理石商店入社 昭和39年4月 同社 東京出張所開設 所長 昭和45年5月 石 株式会社設立 代表取締役 (現在に至る) 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 石 株式会社 代表取締役	5,700株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 宮内一彦氏及び石田哲男氏は社外取締役候補者であり、また、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 宮内一彦氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験に基づき適切な助言を得られると判断したためであります。
4. 石田哲男氏を社外取締役候補者とした理由は、長年経営に携わられた豊富な経験と高い見識に基づき適切な助言を得られると判断したためであります。
5. 宮内一彦氏及び石田哲男氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもちまして、いずれも2年であります。
6. 当社は宮内一彦氏及び石田哲男氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、宮内一彦氏及び石田哲男氏の再任が承認された場合は、両氏共に当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

提案の理由

監査役松村正弘氏は、逝去により退任いたしました。また、監査役苦米地邦男氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 ※	はまもと かず たか 濱本和孝 (昭和26年12月29日生)	昭和51年4月 東洋信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 平成13年3月 日本マスタートラスト信託銀行出向システムソリューション部長 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社 内部監査部主任調査役 平成25年6月 株式会社やまねメディカル入社 平成25年9月 同社 内部監査室長 平成29年3月 同社退職 (現在に至る)	-株
2 ※	すずき きよ たか 鈴木清孝 (昭和28年11月23日生)	昭和48年4月 仙台国税局入局 平成21年7月 大阪国税局統括国税調査官 平成23年7月 東京国税局統括国税調査官 平成25年7月 太田税務署長 平成26年7月 関東信越国税局退職 平成26年8月 税理士登録 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 鈴木清孝税理士事務所 代表	-株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の監査役候補者であります。
3. 濱本和孝氏、鈴木清孝氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 濱本和孝氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認内部監査人及び公認システム監査人の資格を有しており、また、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが他社におきまして内部監査の経験を有しており、その経験・知識等を当社の監査体制に有効に生かしていただけると判断したためであります。
鈴木清孝氏は過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、その経験・知識等を当社の監査体制に有効に生かしていただけると判断したためであります。
5. 濱本和孝氏、鈴木清孝氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、以下の要領により当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対して特に有利な条件をもってストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、承認をお願いしたいと存じます。

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由及びその新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上への意欲と意識を高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権の割当日において「ブラック・シヨールズ・モデル」により算定される新株予約権1個当たりの公正な評価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当の対象者及びその人数

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く） 12名

当社及び当社子会社の従業員 316名

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式500,000株を上限とする。このうち当社の取締役（社外取締役を除く）を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

5,000個を上限とする。このうち当社の取締役（社外取締役を除く）に付与する新株予約権は1,000個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式によ

り調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より1年とする。ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③その他権利行使の条件は、平成29年6月29日開催の当社第44期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなかった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。

(13) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

5. 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正な評価額の算定基準

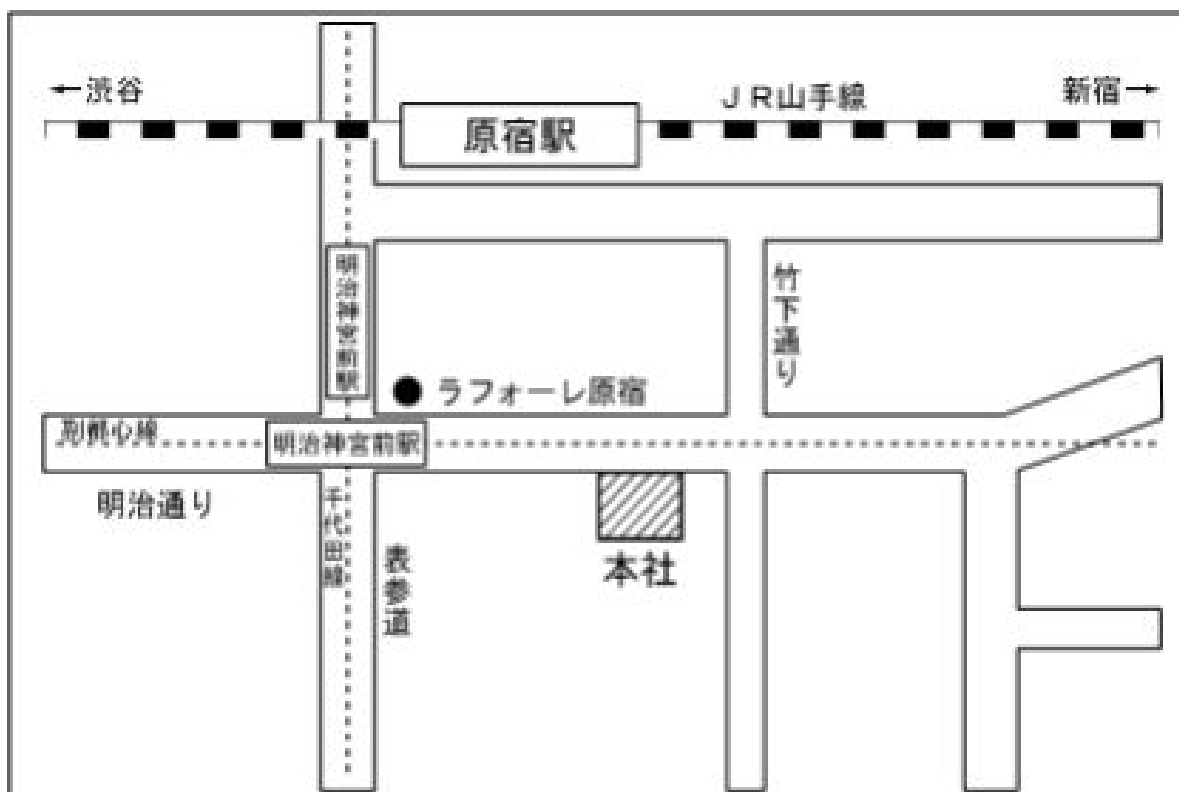
取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正な評価額に、新株予約権の割当日に存在する当社の取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権1個当たりの公正な評価額は、割当日における諸条件をもとに「ブラック・ショールズ・モデル」を用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号
株式会社アドヴァン本社 8階ホール
電話 03-3475-0394



- (交通)
- ・ JR原宿駅下車（竹下口）徒歩5分
 - ・ 東京メトロ千代田線明治神宮前駅下車（5番出口）徒歩3分
 - ・ 副都心線明治神宮前駅下車（5番出口）徒歩3分